# 自然環境の公的管理と住民意識

―ラムサール条約登録湿地:伊豆沼・内沼の事例から―

斉 藤 雅 洋

地域の自然環境が国際的に価値のある宝として認められることは、観光振興と自然保護の最良のツールのひとつである。その一方で、公的につくり出された地域の自然環境の価値を、住民は理解するどころか、関心すら持たない場合がある。本論文は、ラムサール条約登録湿地の伊豆沼・内沼を事例に、こうした矛盾を生み出した要因を考察した。伊豆沼・内沼では、渡り鳥の保護が進められるにつれて、住民にとっての沼の利用価値と公的な認定を受けた沼の内在的な価値との間に齟齬が生じた。そのため、鳥害の補償は渡り鳥に対する敵対的な感情を和らげることができたものの、ラムサール条約への登録は住民にとって渡り鳥の保護による直接的な利益を生み出す起爆剤とはならなかった。さらに、こうした矛盾を生み出した要因によって、住民たちの沼とのかかわりは衰退し、伊豆沼・内沼の公的管理に必要な技術や知恵を持った人材の減少を惹き起している。

## キーワード: 伊豆沼・内沼の利用、渡り鳥の保護、公的管理、ラムサール条約

# はじめに

自然保護をめぐる問題は、かつて「開発・利用 vs 保護」という二項対立的な議論が繰り広げられていた。しかし、地域の自然環境を保護するだけでは、良好な状態を保てず、「持続的な開発」、「賢明な利用」、「順応的管理」等の理念に代表されるような、自然環境の特性に応じて一定の開発や利用も許容することで自然環境を守り続けることができるという理解が広まり、開発・利用と保護を両立させる、あるいは調和させる議論へと転換した。それは、すなわち、自然環境を守ることが地域の経済や福祉の振興・発展につながり、それによって自然環境の価値やその保全に対する地域の理解が進むということである。それゆえ、過疎や地域経済の衰退に悩む農村地域において、地域の自然環境が世界遺産やラムサール条約登録湿地等の国際的に価値ある宝として認められることは、観光振興の起爆剤となって交流人口を増やし、さらには貴重な自然環境を将来世代に残していくための公的な管理の基盤が整備されるため、地域の自然環境を保全していくための最良のツールのひとつとなっている。

しかし、地域の自然環境が「世界の宝 |・「国の宝 | として認められることによって、それが「地域

教育学研究科 博士課程後期

の宝」になるとは限らない。地域の実態として、住民は公的につくり出された「地域の宝」の価値を 理解するどころか、関心すら持たない場合がある。なぜこのような矛盾が起こってしまうのだろう か。本論文の目的はこの要因を考察することにある。

関連する先行研究を整理すると、住民が「地域の宝」であったはずの自然環境に関心を向けなくなった要因は、人々の生活や労働の営みの近代化、そして自然を利用しながら生活している人の生活や文化を無視した自然環境の公的な管理にある。それぞれについて、どのような議論が行われているのか、以下より概要を見ていこう。

近代化による人々の生活や労働の営みの変容の解明を試みた先行研究の代表としては、生活環境主義論や社会的リンク論がある。まず、生活環境主義論は、琵琶湖の湖畔で生活する人々の水環境への意識や持続的に利用する知恵を民俗学的な手法で明らかにすることによって、水環境問題の解決への新たな方向性を示した¹。それは水環境問題の解決を志向する際の立場において、自然の自浄作用を保てるような水環境を保護するという考え方をとる自然環境主義と、排水処理技術を向上させるなどして水汚染を防ぐという考え方をとる近代技術主義に対する第3の立場である。例えば、生活環境主義論の代表的な論者の一人である嘉田由紀子は、琵琶湖をフィールドに、湖畔に居住する生活者の立場から、水を利用して生活してきた人々の知識や経験、地域の伝統等を分析している。その上で、生活者の立場・日常生活の視点から自然と人との距離について考察し、水や食料等が供給される地理的な距離を示す「物理的距離」、水や食料等の供給に関する意思決定への参画できる距離感を示す「社会的距離」、自然への愛着等の人が主観的に感じる「心理的距離」の3つに分け、琵琶湖の水環境汚染を事例に近代化がもたらしたこれら3つの自然との距離の変容を整理している²。さらに嘉田は、人と自然、(自然をめぐる)人と人の「距離を縮める」ことを「自分化」と定義し、別世界の出来事のように遠くに感じられる環境問題を、身近な自分の問題として捉える「自分化」という認識と働きかけの必要性を指摘している³。

次に社会的リンク論は、鬼頭秀一によって提唱された理論である<sup>4</sup>。鬼頭は白神山地をフィールドに、人々の生活や労働の営みの近代化や世界遺産登録に伴う地域の変容をふまえて、白神山地の自然と濃密なかかわりをもった生活や労働の営みの意義を見直している。鬼頭によると、自然と人とのかかわりには生活の糧を得るために自然に働きかける「社会的・経済的リンク」と、宗教的儀礼のような精神的なかかわりである「文化的・宗教的なリンク」がある。2つのリンクが不可分で存在している状態を「かかわりの全体性」とし、伝統的な生業による自然とのかかわりを「生身の関係」と表現している。それに対し、近代化した社会や生活様式では2つのリンクは不可分なかたちで存在しておらず、そうした分断されている状態を「切り身の関係」と表現している。この「切り身の関係」は、自然と部分的なかかわりしか持っておらず、自然保護と自然破壊という概念を生み出し、自然を利用しながら生活している人への視点に欠いた保護をつくり出したと指摘している。鬼頭は、環境問題の本質にはこの2つのリンクの分断化があり、2つのリンクをつなぎ、「かかわりの全体性」を保持するシステムの形成の必要性を説いている。

自然を利用している人々の生活や文化を無視した公的管理の問題性については、国内では白神山

地<sup>5</sup>、国外ではアフリカや東南アジア等の発展途上国の自然保護区を事例に実証的に検討した研究がある。まず、白神山地の事例では、入山規制による住民生活への影響を検討している。白神山地では1960年代からの人々の生活や労働の営みの近代化とともに、山での狩猟・採集の営みが衰退していったが、それでも「マタギ」と呼ばれる人々は、なお白神山地の山や森の恵みに依存した生活と労働を営んでいた。しかし、白神山地が1993年に世界自然遺産に登録されたことによって、国(林野庁)は白神山地での狩猟・採集を含めた一切の利用を制限する入山規制を強行した。この入山規制は周知のとおり、秋田県側の核心地域が原則入山禁止とされているのに対し、青森県側の核心地域は許可を得れば入山ができ、青森県と秋田県とで対応が異なる。土屋俊幸は、白神山地のこうした公的な管理の強化を、住民にとっての白神山地が「日常の生活から乖離した、きわめてよそよそしいものとして、ある日突然与えられ」、それまで「普通の山」、「裏山」だったが、手をつけてはいけない山、入っては行けない山へと変貌したと説明している<sup>6</sup>。

次に発展途上国における自然保護区の事例では、先進国の制度を使って発展途上国の自然環境を管理することの問題点を検討している<sup>7</sup>。1990年代までの発展途上国の自然保護区では、住民による違法な伐採や採集が続いていた。自然保護区内で生活している、あるいは自然保護区から生活に必要な資源を採集している住民にとって、自然保護区の利用規制は住民の生活権や生活文化を無視したものであり、この管理政策を強引に推し進めても効果は上がらない。この問題を解決するためには、むしろ住民の生活を保障した規制の運用と住民を管理主体として積極的に位置づけることが大切で、そのことにより自然保護区の管理は適切に行われ、保護区としての目的も達成できるということが先行研究で指摘されている。

このように、生活や労働の営みの近代化や自然環境の公的管理が人々の自然との関係性に何らかの影響を及ぼしていることは、先行研究によって裏付けられている。しかし、本論文のテーマは、住民が公的に創り出された「地域の宝」であるはずの自然環境に関心を向けなくなった要因を探ることであり、言い換えれば、そうした住民意識の形成に影響を及ぼした地域の出来事を掘り起こすことである。このような問題関心から先行研究を眺めると、確かに生活環境主義論や社会的リンク論によって説明されているように、生活や労働の近代化は、日常的な自然とのかかわりを断絶させたので、住民意識の形成に影響を与えていると考えられる。しかし、それだけで住民が地域の自然環境に関心を向けなくなった理由を説明できるであろうか。むしろ、近代化したことによって住民が無関心となったのであれば、地域の自然環境が「世界の宝」・「国の宝」として再評価されることは、住民の関心を喚起する契機となるはずである。それが、逆に住民の関心を後退させるという矛盾が起きるということは、他に何か要因があると考えられる。すると、自然を利用している人々の生活や文化を無視した公的な管理が要因であろうか。白神山地や発展途上国の事例を見る限りでは、公的に整えられたブランドやルールと住民の認識との間に齟齬が生じたということまでは言えるが、公的な管理が住民意識の形成にどのような影響を及ぼしたのかという内実までは明らかにされているとは言い難い。

そこで、伊豆沼・内沼の事例を紹介したい。筆者が事例研究のフィールドとしているラムサール

条約登録湿地の伊豆沼・内沼では、公的な管理の強化によって、「地域の宝」であるはずの自然環境に住民が関心を向けなくなった経緯があり、そうした住民意識の形成に影響を及ぼした地域の出来事を確認することができた事例である。本論文はラムサール条約登録湿地の伊豆沼・内沼を事例として、自然環境の公的な管理が住民意識にどのような影響を及ぼしたのか、その内実を報告していくことにしよう。

# 1. 課題設定

宮城県北部に位置する伊豆沼・内沼の周辺で暮らす住民は、かつて伊豆沼・内沼の水や水産物を利活用して生活していた。しかしながら、宮城県北部の至る所にあった湿地が開発や干拓によって失われると、行き場を失った渡り鳥が伊豆沼・内沼に集中し、それにより伊豆沼・内沼は渡り鳥の飛来地としての価値、すなわち人と野生動物とが共生するサンクチュアリー(聖域)としての価値が高まった。こうした側面の価値が評価され、伊豆沼・内沼は1985年に釧路湿原に次ぐ国内で2番目のラムサール条約登録湿地に指定され、1988年には公的な専門機関による現地の管理主体として財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団(以下、「財団」と表記する)が設立された。財団は、宮城県と迫町(現登米市)、若柳町(現栗原市)、築館町(現栗原市)が出資して設立した公益法人であり、伊豆沼・内沼の利活用をめぐる多様な主体の連携と利害調整を行うという自治体出資法人にしばしば見られる参加財としての性格を持つ。そして、伊豆沼・内沼の良好な景観や生態系、水質等を保全し続けるために、科学的な専門知に基づく環境管理を行っている。こうした公的管理の整備により、伊豆沼・内沼は渡り鳥の飛来するサンクチュアリーとして知名度を上げたのだが、その一方で沼周辺の住民にとっての伊豆沼・内沼は「手を付けてはいけない沼」、「入ってはいけない沼」へと様変わりした8。近年策定された地域環境管理計画である「伊豆沼・内沼自然再生全体構想」(2010年10月策定)に次のような記述がある。

「ラムサール条約登録指定以降、各種施設の整備を進めてきたが、条約の基本理念である『湿地の賢明な利用』についての啓発普及が十分に行われず、また沼周辺の土地を公有化したこともあり、『伊豆沼・内沼には手を付けない、付けてはいけない』といった誤解が生じた。かつてのように沼を積極的に利活用していた生活が近代化したことも大きな要因であるが、結果として沼の周辺は人の手が入らず荒れた印象となり、適切な負荷の除去がなされず、沼から地域の人が離れてしまっているのが現状である。」

ここで指摘されている「伊豆沼・内沼に手を付けてはいけない」要因は、①公的な管理が進む一方で住民に対する十分な啓発が行われなかったこと、②人々の生活が近代化して沼の資源を利活用しなくなったことの2つである。前者については、本来、ラムサール条約登録地は「賢明な利用」を目指して指定されるのであり、(賢明な)利用を前提とした保護が求められているのであるが、公的な管理が強化されていく中で沼の利用規制ばかりが先行してしまったということである。後者については、伊豆沼・内沼において沼の水産物に依存しない生活や労働の営みが広がったということである。これらの要因により、結果として人々の沼に対する関心が薄れたということである。

確かに、いずれも「世界の宝」・「国の宝」が「地域の宝」として住民に理解されていないという伊豆沼・内沼にもたらされた矛盾を説明する根拠となり得る。しかしながら、「伊豆沼・内沼には手を付けない、付けてはいけない」という住民の規範的な意識は、住民に対する啓発を十分に行っていれば、防げたことであろうか。人々の生活の営みが近代化したことによる影響だけが、住民の沼に対する関心を損なったのであろうか。筆者は、上記の2つ以外にも大きな要因があるように考えている。先に結論を言えば、それは伊豆沼・内沼がラムサール条約に登録される以前に展開された、渡り鳥の保護の経緯において、渡り鳥から住民の生業たる農業や漁業の保護を怠ってきたことに問題があったと考えている(伊豆沼・内沼における渡り鳥の保護の経緯は、決して農業や漁業の「切り捨て」や「排除」があったわけではないため、敢えて「怠った」と表現した)。つまり、この点に自然環境の公的管理が住民意識の形成にもたらした影響の内実があるのではなかろうか。

以上のことをふまえ、本論文は「伊豆沼・内沼に手を付けてはいけない」という伊豆沼・内沼の公的管理が地域にもたらした矛盾の要因を明らかにするために、3つの課題を設定した。第1は、伊豆沼・内沼における公的管理の現状や渡り鳥の保護の経緯を住民(生活者)の視点から見直すことである。伊豆沼・内沼の環境史は、多くの資料・史料に渡り鳥保護の経緯に関する記述があるが、それは愛鳥会や渡り鳥の保護を政策的に進めてきた行政側の視点からの環境史である。それに対し、本論文は自然を利用しながら生活している住民(生活者)の視点から文献調査とヒアリング調査9を実施し、調査結果に基づき伊豆沼・内沼における沼と人とのかかわりの歴史を描いた。住民にとって沼はどのような価値をもつ「地域の宝」だったのか。これを確認した上で、住民にとっての伊豆沼・内沼の利用価値と公的な認定を受けた伊豆沼・内沼の内在的価値との間に生じた齟齬について考察する。

第2は、渡り鳥の保護の経緯における伊豆沼・内沼の公的管理の内実を見ていく。渡り鳥の保護をめぐって生起した食害問題において、食害補償は渡り鳥から住民の生業たる農業や漁業を保護する視点に欠けていた対応であった。こうした公的管理が住民の生活や労働にもたらした影響を住民はどう見たのかを考えていく。

第3は、伊豆沼・内沼の公的管理の課題として、沼とのかかわりをもった人の育成を提起する。今日の伊豆沼・内沼ではその水環境を保全するために様々な取組みが展開されているが、その取組みを末端で支えている人は、沼と伝統的なかかわり方をしてきた人たちであり、こうした人たちが高齢化し、減少してきている。これは渡り鳥から住民の生業たる農業や漁業を保護する視点に欠けた対応の負の影響である。こうした課題の解決にむけて、伊豆沼・内沼と伝統的なかかわり方をしてきた人たちがもつ技術や知恵の伝承を創りだす社会教育の必要性を提起する。

以下、こうした3つの課題についての考察を進めていくために、伊豆沼・内沼の概要、公的管理の現状、公的管理体制が整備されるまでの経過に係る情報を整理する。最初に伊豆沼・内沼の自然の特性について見てみよう。

# 2. 伊豆沼・内沼の概要

## (1) 伊豆沼・内沼の位置と地形

伊豆沼·内沼は宮城県北部に、東の登米市(旧迫町)と西の栗原市(旧築館町・旧若柳町)にまたがって位置し、周囲約16.8km、面積約387ha、平均水深は76cm(伊豆沼)の宮城県最大の低地湖沼である(表1参照)。江戸時代後期までの伊豆沼・内沼は、沼と周辺を含めて2,410haの広大な遊水地であった。その後、農業生産向上のための干拓事業や河川改修のための治水事業が行われ、現在の姿となった。現在の伊豆沼の湖岸は、自然湖岸44%、人工湖岸56%、内沼の湖岸は自然湖岸30%、人工湖岸70%という割合である。この割合を見てわかるように、伊豆沼・内沼は二次的自然という特性を有する。

х. иши	Пиновия	*3*/> * (=0	0 1 5011
項目	伊豆沼	内 沼	計
湖 面 積(ha)	289.00	98.00	387.00
湖 容 積(万㎡)	279.20	95.50	374.70
平均水深(m)	0.76	0.78	
最大水深 (m)	1.60	1.60	

表1 伊豆沼・内沼の面積・水深等(2010年現在)

## (2) 伊豆沼・内沼の自然

伊豆沼・内沼は渡り鳥の飛来地として知られている。シベリアから越冬するために飛来してくる 鳥類は白鳥と雁が代表的であり、特にマガンは日本に飛来する鳥の8~9割に及ぶ。他にもこれま で確認された鳥類は233種におよび、これは日本で確認されている鳥類の4割を超える多さであ



図 「 け立石・内石局22回 宮城県「伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画書 (最終案)」 p 4 より

財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団からの資料より

る<sup>10</sup>。

また、伊豆沼・内沼は遠浅な地形のため、水辺には白鳥が好んで食べるマコモをはじめ、ハスやヨシ、アサザ等の浅瀬を好む多くの植物が生育している。これらの水草は野鳥の産卵場所や食料として、そして魚の棲家として沼の生き物の生命を支えている。その他、魚類はコイ科16種を中心に12科30種の魚が生息しており<sup>11</sup>、昆虫類はトンボ類が豊富である。伊豆沼・内沼の自然は、「本州の平地に本来存在していた典型的な水辺の生物相を量的にも質的にも良好な状態で残している普遍性と、この地域の生物相が北方系と南方系の両方の要素を併せ持つという特殊性の、二つの側面から特徴づけられる、国内でも希有な地域である」と評価されている<sup>12</sup>。

## (3) 伊豆沼・内沼の多面的な利用

伊豆沼へ流入する河川は荒川と照越川があり、内沼に流入する河川は八沢川と太田川がある。内沼から流出する河川は浄土川があり、この川は伊豆沼に流入する。そして、伊豆沼の水流は荒川の下流へと流出する。こうしたいくつもの河川の中継点となっているため、洪水時は荒川下流にある飯土井水門と仮屋水門の2つの水門によって伊豆沼からの水の流出が堰き止められ、伊豆沼・内沼及びその周辺の水田は遊水地となる(図1参照)。

この他にも伊豆沼・内沼は、灌漑用水地、漁場、観光地と多面的に利用されている。伊豆沼・内沼周辺は県内有数の水田地帯であり、そのため下流域に位置する登米市の農業者にとって伊豆沼・内沼は灌漑用水地である<sup>13</sup>。観光地としては、夏にハス祭りが開催され、秋から冬にかけてはシベリアから越冬してきた渡り鳥の観察ができる。ガンの飛び立ちや白鳥を観ようと多くの野鳥愛好家が訪れる。そして、漁場としては、伊豆沼・内沼はかつてコイ・フナ・エビ・ウナギ等の淡水魚が豊富に生息しており、内水面漁業の盛んな地域であった。しかし、近年は外来魚の捕食や水質の悪化により淡水魚の生息数に減少が見られ、内水面漁業はあまり行われていない。

最後に、こうした伊豆沼・内沼の多面的な利用は環境保全効果があることも付言しておきたい。 農業者や漁業者にとって、沼の水は農業用水として稲を育み、魚やエビを育て、水生植物を育てる 源である。水の汚染はこれら水産資源の安全性を脅かすものであり、沼とかかわりをもつ人々は自 ずと水環境を保全してきた。しかし、後述するように、現在の伊豆沼・内沼は水質汚染や外来種の 問題が起こっている。水環境問題の原因はいくつも挙げられているが、それらの根底には沼と人々 の生業とのつながりが弱まり、水環境に対する人々の関心の低さが横たわっているように思われる。 次に伊豆沼・内沼の公的管理の現状を水環境問題への対応と照らしながら見ていくことにしよう。

# 3. 伊豆沼・内沼の公的管理と水環境問題

#### (1) ラムサール条約登録地の管理のしくみ

伊豆沼・内沼は、ラムサール条約(正式名称「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」)<sup>14</sup>に登録された湿地である。わが国は1980年にラムサール条約を批准した。条約の締約国となると最低1ヶ所の湿地を登録指定地とすることが義務付けられるため、同年に釧路湿原が国

内初の条約登録湿地として指定された。伊豆沼·内沼は1985年に釧路湿原に次ぎ国内で2番目の登録地である。2011年3月現在、わが国におけるラムサール条約登録湿地数は37箇所で、面積の合計は131.027haである<sup>15</sup>。

ラムサール条約の締約国は、登録湿地の「保全 (conservation)」と「賢明な利用 (wise use)」を促進するための措置を講じることとされ (条約第3条1項)、その手段として「交流・学習・普及啓発 (CEPA = Communication, Education and Public Awareness)」 $^{16}$ を重視している。すなわち、ラムサール条約は湿地における人間行動を排除しているわけではなく、湿地とそこに生活する住民との多様な関わりを尊重しており、「保全」することのみではなく、「賢明な利用」を実践することも目的としている $^{17}$ 。

伊豆沼·内沼では、以上のようなラムサール条約の理念を「伊豆沼·内沼宣言」<sup>18</sup>(1992年)において、 次のように謳っている。

「湿地の保全と、その賢明なる利用を図るためには、各湿地におけるこれまでの人間とのかかわりの歴史が尊重されると同時に、地域における住民のそれぞれの湿地に対する認識、すなわち湿地のもつ貴重性、有用性、生物的多様性などに対する認識が十分に深められ、湿地環境が地域住民の生活基盤に確固として位置づけられていく必要がある。」

ラムサール条約に登録されると、締約国は「自国内の国際的に見て重要な湿地を条約事務局が保管する登録簿に登録し、自国の制度によって登録した湿地の保全及び利用のための措置を取る」ことが義務付けられる。そして、湿地の賢明な利用のための計画を策定しなければならない(条約3条1項)。こうしたラムサール条約登録地の管理のしくみに対し、わが国は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下、鳥獣保護狩猟法と表記する)における鳥獣保護区の制度を利用して対応してきた。すなわち、条約登録地を国設の鳥獣保護区特別保護地区に指定し、都道府県が5年ごとに策定する鳥獣保護狩猟法に基づく事業計画をもって、湿地の賢明な利用のための計画としてきたのである<sup>19</sup>。

# (2) 自然保護・環境管理法制度に基づく規制の状況

ラムサール条約登録後、宮城県は伊豆沼・内沼において、沼の陸地に近い浅瀬に生息する水生植物を保護し、さらには再生を進めるべく沼に面した土地を保全対象区域に組入れるため、沼周辺の岸辺にある民有地の公有化を進めた。民有地の買上げは1991年度から1993年度にかけ、堤外地公有化事業によって進められ、堤防から内側にある土地52.5ha(旧築館町9.2ha、旧若柳町15.8ha、旧追町27.5ha)が買収された。上述したように、ラムサール条約は登録地の管理を国内の法制度による規制に依拠しており、宮城県はその規制区域を拡充させるため沼周辺の陸地の公有化を進めたのである。

表2	白然保護・	・環境管理制度による指定の状況
20.2		

区 域 名	根 拠 法	
国指定鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	
国指定鳥獣保護区特別保護地区		
伊豆沼·内沼宮城県自然環境保全地域	宮城県自然環境保全条例	
ラムサール条約登録湿地	ラムサール条約 (「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」)	
国指定天然記念物「伊豆沼・内沼の鳥類及びその生息地」	文化財保護法	
一級河川北上川水系荒川河川区域	河川法	
一級河川北上川水系照越川河川区域		
一級河川北上川水系八沢川河川区域		
一級河川北上川水系太田川河川区域		
農業振興地域農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	
保安林	森林法	
公共用水域環境基準水域(湖沼B類型)	環境基本法	

伊豆沼·内沼自然再生協議会「伊豆沼·内沼自然再生全体構想」p3より。

わが国において、湖沼の生態系を全体的に管理するための法制度は未だ存在しないため、伊豆沼・ 内沼は鳥獣保護狩猟法以外にも河川法や森林法、文化財保護法等、多くの自然保護・環境管理制度 によって指定されている(表2参照)。以下より主な制度について、その規制内容等を見ておくこと にしよう。

まず、治水を目的とした制度に河川法と、森林法における保安林制度がある。伊豆沼・内沼のような湖沼は、法律上、河川の一部という位置づけにあり、河川法に基づいた管理が行われている。伊豆沼・内沼は一級河川荒川の流域に属する閉鎖性水域に位置づけられ、国(国土交通省)の委託を受けて宮城県が管理している。河川法では河川区域内の土地の掘削等の開発行為が規制され、湖沼内の航行方法に制限が加えられている。沼の周囲の森林は森林法に基づく保安林に指定されている。伊豆沼・内沼周辺の保安林は、防風や水害防備等の自然災害の防止を目的としたものであり、樹木の伐採等に制限が加えられている。

次に、伊豆沼・内沼の自然環境全体の保護を目的とした制度に宮城県自然環境保全条例がある。伊豆沼・内沼は全域が宮城県自然環境保全条例に基づく地域指定がなされているが、規制の弱い普通地区であり、一定の行為に対して宮城県に届出をすることが義務付けられているのみである。そして、野生動物の保護を主な目的とした制度に鳥獣保護狩猟法における鳥獣保護区や文化財保護法における天然記念物がある。鳥獣保護区では有害鳥獣駆除を除く一般の狩猟を禁止されるが、さらにその区域内に特別保護地区が指定されると、そこでは土地開発や樹木の伐採等が規制される。これは鳥獣の生息地を保護することが目的にあるため、区域内の植物の採集や船の使用等にも制約がかけられる。天然記念物も野生動物とその生息地を保護するための制度であるが、鳥獣保護区との違いは「学術上価値の高いもの」を保護するための制度だということである。鳥獣保護区や天然記

念物の管理主体は国であるが(それぞれ環境省と文化庁)、宮城県と役割分担している。

## (3) 財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

伊豆沼・内沼の法的な管理主体は、上記のとおりであるが、現場で環境保全事業や自然環境調査等を行う実働主体は、財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団である。以下、この財団の設立の経緯や組織の概況について見ていくことにしよう。

1970年代までの伊豆沼・内沼の管理は、旧築館町、旧若柳町、旧追町の3町が個別にそれぞれの利害に応じて行っていた。さらに農業用水、漁業、観光資源と、その利活用の幅が広がることに伴い、農業用水施設の管理は土地改良区が行い、漁業に関する利害調整は漁業協同組合が行い、観光に関する利害調整については伊豆沼内沼長沼資源開発協議会が行うなど、それぞれの資源の分野で旧3町の連携組織がつくられ、利活用が図られてきた。かつて、伊豆沼・内沼には水生植物が豊富に生育していたが、1980年と1981年に連続して起こった大雨による洪水は、ハスの長期冠水やマコモの流失を引き起こし、抽水植物をはじめとして沈水植物や浮葉植物など、伊豆沼・内沼の豊かな水生植物群落に壊滅的なダメージを与えた。

この水草の被害を受け、水鳥の数が減少したことを機に、総合的に伊豆沼・内沼を保全管理する機運が高まり、1981年に伊豆沼内沼長沼資源開発協議会を発展的に解散させるかたちで、旧3町を中心に、農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区、商工会、猟友会、愛鳥会等の地元の27の関係団体を構成員とする「伊豆沼管理協議会」が発足し、自然環境調査や保全活動に取り組むこととなった。ラムサール条約への登録はこの協議会が中心となって進めたことである。

その後、伊豆沼・内沼の自然環境の保全に関する総合的な施策の推進と教育的効果の向上を図りながら、地域振興と地域福祉に寄与することを目的に、伊豆沼管理協議会の法人化が進められ、1988年に宮城県、旧迫町、旧若柳町、旧築館町が出資して財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団が設立した。財団の理念は、①すぐれた湖沼環境を創出するための総合的で具体的な保全事業の推進、②伊豆沼・内沼に関する基礎的な調査研究及び観測などのモニタリング、③伊豆沼・内沼を通しての自然保護の啓蒙と地域の活性化と福祉の向上、の3つを設立の当初から掲げている<sup>20</sup>。

財団の組織は、理事会と事務局で構成される。理事会は年2回行われ、学識経験者の他、登米市・栗原市の市長、商工会・農業協同組合・漁業協働組合・猟友会の各代表、宮城県の環境生活部長で構成されている。一方、事務局は財団職員5名(研究員3名、事務員2名)の他、登米市・栗原市の環境課長・商工課長で構成される。財団はこうした多様な利害関係をもつ主体が集まって流域として一体的に管理し、総合的に利活用していくためのしくみであり、多様な主体の連携と調整の場をつくる、言わばコーディネーターとしての機能をもっている。しかしながら、伊豆沼・内沼の管理は「財団任せ」であるのが地域の実情のようである。すなわち、地元住民や登米市、栗原市の職員の間では、専門機関に任せておけばよいという意識があり21、伊豆沼・内沼のあり方を考える意識や行動に乏しいという。

財団は2億6千万円の出資金や募金の利息で運営しているが、昨今の経済状況の悪化により利息 が減収し、宮城県からの委託事業を中心とした運営が行われている。利息以外の収入源の9割は宮 城県からの伊豆沼・内沼の保全管理に係る業務委託である $^{22}$ 。委託の代表的な例として、サンクチュアリーセンターの管理運営(後述)がある。

なお、伊豆沼・内沼の管理は財団のみに担われているのではなく、財団が雇用する人夫集団である「マコモ軍団」や漁業協同組合、大学等の研究機関、そして「ナマズのがっこう」や「NPO法人シナイモツゴ郷の会」などの市民活動団体等との連携・協力があって成り立っている。また、これらの団体が主体となって実施している事業に財団が支援しているという場合もある。いずれにしても、伊豆沼・内沼の管理は財団が核となって形成しているこれらの団体とのネットワークによって支えられている。

加えて、国内において湿地をテーマとした研究機関はまだまだ少なく、財団は湿地の生物研究の専門機関としての側面ももつ。財団は科学的な調査結果に基づく鳥類や魚類、水質の基礎的なデータづくりを重要視しており、伊豆沼・内沼をフィールドにしている研究者、学生、NPOの調査・研究支援もしている。これにより伊豆沼・内沼は鳥や魚の研究の一大拠点となっている。

# (4) 伊豆沼・内沼の水環境問題

伊豆沼・内沼における水環境問題は、第1に、沼の水質が悪化していることである。環境省の実施した全国湖沼水質調査において、水質汚濁の指標となるCOD(化学的酸素要求量)の値が伊豆沼・内沼は毎年高く、2009年度は全国の湖沼で最も高い数値が出た<sup>23</sup>。水質の悪化の主な原因は、①未処理の生活雑排水が流れ込んでいること、②ハス等の汚水に強い水生植物が枯れて堆積すること、③鳥類の排泄物が影響していること、④旧若柳町にあったし尿処理施設(栗原郡衛生センター)からし尿が流入したことなどが挙げられている<sup>24</sup>。また、水生植物の多くは水の浄化作用があり、その死滅は沼の浄化作用の機能低下を意味する。それゆえ1965年頃から始まった開田ブームの影響で1967年頃から伊豆沼・内沼周辺の水田でも除草剤を大量に撒くようになり、これが沼に流入して水生植物を死滅させたことも原因のひとつであると言われている<sup>25</sup>。

第2に、沼の残底化が進行していることである。伊豆沼・内沼は水田地帯に位置し、周辺の川との水位差がほとんどないため、沼の水が流れにくく、泥が堆積しやすいという地形的特徴から、とりわけ河川流入部においては浅底化が進んでいる。浅底化は、水鳥などにとっては餌場や休息場所の確保につながる反面、強風による巻き上がりが起きやすくなるなど、水質悪化の一因となっている。何より残底化が進むと沼が消失し、陸地化してしまう。

第3は、オオクチバス(ブラックバス)、ブルーギルなど外来魚の影響によって伊豆沼・内沼に生息する生物種の単純化、そして鳥類や植物等の生物種自体の減少が顕著となっていることである $^{26}$ 。オオクチバスは密放流という社会的な背景があって生じた問題であり、一度、オオクチバスが放流された生態系は即座に破壊される。破壊は一瞬だが、一般的に復元は $^{100}$ 年かかると言われており、伊豆沼でも復元に $^{10}$ 年はかかると見込まれている $^{27}$ 。さらに、一度でも駆除を中断してしまうとすぐに増殖するため、継続的な駆除をしていかなければならない。

## (5) 水環境問題への対策

こうした水環境問題に対する取組みは、水質浄化対策と在来生物種の保護策の大きく2つに分け

られる。まず、水質浄化対策は、水生植物の植栽、枯れた植物の刈取り、火入れ等の水生植物の管理などがある。水生植物は水質や底質を浄化する優れた働きをもっている。そのため、マコモ群落、ヨシ群落、ヤナギ林、ハンノキ林など、伊豆沼・内沼の水生植物の復元作業が進められている。とりわけマコモの植栽は、植生復元の中心的な事業として位置づけられ、小中学生の体験学習の場としても活用されている。マコモは、ハクチョウの餌としても大切な植物であり、水郷的環境を創るという意図もあって、マコモの植栽は、在来生物種の保護策としても位置づけられている。

水生植物の管理は、財団が中心となって行っていることであるが、財団職員と共に沼の最前線で活躍しているのが、マコモ軍団と呼ばれる人たちである<sup>28</sup>。彼らは日当7,100円で年間120日程度稼動している財団の雇用人夫であるが、単に労働力として集められた人たちではない。彼らはみな伊豆沼・内沼及びその周辺で漁業や農業をしている人たちであり、沼仕事の豊富な経験とそれに裏打ちされた伊豆沼・内沼に関する多くの知恵をもっている。また、地域に根付いた生活をしているため、財団にとっては財団と地域をつなぐ「架け橋的役割」も担っている。活動はヨシの刈取り、マコモの植栽以外にも、堤防の草刈り、外来魚の駆除、白鳥のえさ作り、活動で使う舟の点検・整備等を行っている。小・中学生のマコモの植栽作業時等は、指導者となって沼の地形や植栽の指導にもあたっている。

次に在来生物種の保護策としては、「ゼニタナゴ復元プロジェクト」という取組みが進められている。これは2003年から財団のほかに、宮城県内水面水産試験場、宮城県保健環境センターなどの関係機関が集まって、伊豆沼・内沼固有の在来種のシンボルであったゼニタナゴの復元をめざして始まった。プロジェクトの目標は伊豆沼・内沼において生物の多様性が保たれていた1995年以前の生態系に復元することであり、オオクチバス駆除、在来の魚貝類の復元と保全、植生の復元を取組みの柱としている。

これらのなかで特に注目すべき取組みは、「バスバスターズ」というオオクチバス駆除を目的とした市民によるボランティア活動である。バスバスターズは、2004年2月29日に「ゼニタナゴ復元プロジェクト」の関係機関の職員やマコモ軍団に加えて60名の市民が集まって結成した。人口産卵床29を用いたボランティアによる駆除活動は、「伊豆沼方式」と呼ばれ、全国初のブラックバス駆除を主目的とした取組みとして注目されている。活動は人口産卵床の製作、設置、定期的な観察、駆除という流れで進められ、毎回20~30名の参加者が集まり、伊豆沼・内沼近隣の市町村だけではなく、福島県や仙台市から駆け付ける人もいる。また、大学生の参加も多く、遠くは北海道から生物調査を兼ねて参加している人もいる。その他定期的な研修会30の開催や、毎年会員による1年間の成果発表会を行い、啓発活動にも取り組んでいる。

また、2008年から宮城県が中心となり、農業協同組合や漁業協同組合、土地改良区、商工会、愛鳥会、栗原市、登米市等が協働して自然再生事業を開始している。1980年当時の伊豆沼・内沼の自然環境に回復させることを目標と定め、生物多様性の保全と再生、健全な水環境の回復、賢明な利用と環境学習の推進を柱に据え、各主体が役割分担して伊豆沼・内沼の再生に向けた取組みを進めている。上述した水質浄化対策と在来生物種の保護策は、自然再生事業という新たな趣旨も付加して

さらに積極的に展開されている。

## (6) 環境教育

最後に、公的な管理の一環として伊豆沼・内沼で行われてきた環境教育を概観しておこう。伊豆沼・内沼の環境教育の目的は、地域内外の人々に対する自然保護思想の普及啓発にあり、多彩な事業が展開されてきた。環境教育事業は、①バードウォッチングや、魚貝類・水生生物・水生植物・岸辺の植物の採集と観察等を行う自然体験型事業、②マコモの植栽、ヨシ刈り、清掃活動(クリーンキャンペーン)31を行う保全作業型事業、③伊豆沼・内沼の生態系に関する講話、ストーンバードや巣箱作り等の工作、写生会等を行う講座型事業に分類されている。

財団の元研究室長の柴崎徹氏は、伊豆沼・内沼の環境教育フィールドとしての特色を3点挙げている。1点目は、伊豆沼・内沼の生物種の豊富さである。他の地域では容易に見ることができない生物が四季を通じて、身近に眺めることができる。2点目は、水質の向上や湿地環境の復元などをはじめとする多様な保全事業が具体的に進められており、その現状を知ることによって環境に対する認識を深めることができることである。3点目は、マコモやハンノキ、餌木の植栽など湿地保全に直接かかわる、さまざまな作業に参画することができることである。これらの特色から、柴崎氏は伊豆沼・内沼を「湿地のすぐれた自然に触れると同時に、自然と人間とのかかわり方に踏み込んだ学習ができ、さらに自分自身も具体的な保全活動に参加できるという、総合的な研修フィールドになっている」と評価している32。

さらに伊豆沼周辺には、自然系博物館施設として、「宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリーセンター」(通称「鳥館」)、「栗原市伊豆沼・内沼サンクチュアリーセンターつきだて館」(通称「昆虫館」)、「登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリーセンター」(通称「淡水魚館」)の3施設が点在している。鳥館は県営の施設であり、昆虫館は市営施設であり、財団が指定管理者として管理運営の委託を受けている。それぞれ、野鳥、昆虫、淡水魚と展示テーマが分かれた環境学習の拠点施設であるが、鳥館には財団が入所しており、環境保全活動や調査研究の拠点としての機能もある。淡水魚館は登米市が直営で運営しているが、2012年度から委託する方針を打ち出しており、財団は3館の一元管理を目指している。

# 4. 渡り鳥の保護と住民の葛藤

最後にこれまで見てきたような、公的な管理体制がどのようにして整備されたのか。その経緯を 渡り鳥の保護策を中心に見ていくことにしよう。

## (1) 伊豆沼・内沼と人との伝統的なかかわり

かつて伊豆沼は、「伊豆沼銀行」と呼ばれるほど水産物に恵まれ、昔から住民の食・住生活を支えてきた。例えば、ヨシはかやぶき屋根の材料として使われ、じゅんさい、ひし、ハスの実は食料として採取された。また内水面漁業も行われ、コイ、エビ、フナ、ウナギ、シジミ、タイリクバラタメゴなどが漁獲された。

江戸時代の初期までの伊豆沼は、「大沼」と言われ、周囲が約29km、面積が約4.2kmあった。「野谷地」

として放置され、周囲の村がアシやカヤを馬糧や田畑の刈敷用に刈り取る入会地として利用されていたほか、洪水時は北上川水系の氾濫水を一時的に溜め、洪水を緩和するための自然遊水地としての役割を果たしていた<sup>33</sup>。江戸時代中期より江戸廻米の利潤を拡大しようとする仙台藩の財政的な要求が高まり、藩の重要な政策として「野谷地」の開発が実行されていった。この頃から伊豆沼は灌漑用水地としても利用され始めた<sup>34</sup>。

明治期以降、農地確保のため伊豆沼の周辺は幾度も開墾されたが、伊豆沼周辺の水田はもともと 低湿地に造成されたため、冠水しては放棄されるということが何度も続いた<sup>35</sup>。大がかりな開墾が 行われたのは、太平洋戦争の勃発による食料増産が急務になったときからである。

大規模な干拓工事は、戦時中に農地開発営団の手によって3つの工区に分けて進められた。最初に1942年に北岸の低湿地の第1工区90町歩 (90ha)の干拓が始められ、1948年に完成した。続いて1945年に同じく北岸の低湿地の第2工区120町歩 (120ha)、1946年には西南岸の低湿地の第3工区117.5町歩 (117.5ha)の干拓が開始され、1964年に全てが完成した。1942年当時で約700町歩 (700ha)ほどあった伊豆沼・内沼は、第1工区から第3工区を合せて327町歩 (327.5ha)もの広大な湖沼面積が干拓された36。さらに周囲の小規模な干拓を合せると、干拓地は元の面積の1/2を占める。干拓農地は漁業協同組合員、開拓組合員、ヨシ原の所有者に対して配分された。1反あたり5万円で、一人当たり平均して7~8反が配分された。ただし、干拓農地は大雨のときは遊水地となることが決められており、水がくぐることは覚悟の上で購入したと、伊豆沼と内沼の境に位置する栗原市横須賀集落在住のS氏(昭和11年生まれ)は当時の状況を次のように証言している。

「干拓してできた農地は"宝田(たからた)"と言われ、まさに悲願が達成されたという思いだったが、実際は大雨が降っては、田んぼに大水がくぐり、稲がダメになり、米がとれなかった。」 干拓と同時に堰も随時建設され、次第に水害から水田を守ることができるようになったが、それまでの伊豆沼・内沼周辺や沼の干拓地は、営農にあたり水害のひどい条件不利地域、すなわち「低害地」であった。同じく横須賀集落在住のC氏(昭和9年生まれ)は、「低害地」の頃の苦労を次のように語っている。

「昭和30年代まで横須賀  $(97\sim100戸)$  を中心にその周辺は、水害のひどい"低害地"で、食べ物に困り、生活に苦労した場所だった。同じ伊豆沼周辺の若柳町は高地に田があったので水害に悩まされることはなかったようだが、横須賀周辺は大雨が降ると稲が流され、食糧難に陥った。干拓を行った際に堤防も整備され、今では水害で米が取れないということはなくなったが、昔は頻繁に水害の起こる土地だった。さらに田が長い間水に浸かると、稲しべ(稲の刈り後の根)が腐り、9年間米が取れないということもあった。水害に遭った稲から収穫された米はくさくて、とても売り物にならなかった。」

そのため、伊豆沼・内沼のほとりで生活する人たちは、米がとれない分、沼の魚や水生植物・沼工ビなどの沼の水産物に頼っていた。また沼の水産物は県内外に販売された。とりわけ、エビは現金収入の得られるものとして、この地域の人々の生活を支えた特産品でもあった<sup>37</sup>。1959年当時のフナは一杯あたり200円で、土方の日当が320~330円ということを鑑みれば、フナは高値で売れた。

コイヤフナは妊婦に食べさせると乳がよく出ると言われていたことから重宝されていたとS氏は言う。 伊豆沼・内沼では、漁業協同組合の下で漁獲物の売上、漁期、魚の値段が定められ、漁業が行われている。伊豆沼・内沼におけるこうした漁業者の漁業権またはその行使権を擁護するために、漁業協同組合が組織され始めたのは1926年のことであった38。合併して現在の「伊豆沼・内沼漁業協同組合」が組織されたのは1975年からである。明治期には旧追町域だけでも86戸の漁家が職業的に漁業を行われていたようであるが、1987年3月時点には、旧3町全域で専業者は6名にまで減少した39。また、1994年時点の調査結果によれば、既に専業で漁業を営んでいる人はおらず、農業・畜産業・商業との兼業で行っている人が大半とのことである。このうち捕った漁獲物を業者や注文者に売っている人は、組合員総数248名中8、9人で、それ以外の人は趣味的に漁に携わっているのが実態であるという40。

その他、伊豆沼・内沼周辺のヨシ原は、宮城県に収用されるまで住民の共有地として利用されていた。沼の近隣地域では、ヨシは現在でも園芸農家の堆肥や屋根材として利用されている。ヨシ原が公有地化されるまで、ヨシは住民によって刈り採られ、地域の中で売買されていた。

# (2) 伊豆沼・内沼における渡り鳥保護の経緯

伊豆沼・内沼は、このように住民の食・住生活と密接なかかわりがあり、沼の恵みを受けて人々は生活していた。その一方で干拓が進められ、伊豆沼の全水面を水田にすることが切望されていた<sup>41</sup>。そのため、当時の伊豆沼・内沼は自然を保護する場所ではなかった。しかし、伊豆沼・内沼においてパラダイムの転換が起こるのは、渡り鳥の保護活動がはじまった1960年代からのことである。1960年代は、開発や干拓等によって住むところを追われた渡り鳥の多くが、伊豆沼・内沼に集まるようになった時期であり、伊豆沼・内沼周辺において多くの愛鳥会が登場した。

最初に渡り鳥の保護に取り組んだのは旧追町の新田中学校の3人の生徒たちで、その活動は、1963年に結成された愛鳥クラブに引き継がれ、1967年には愛鳥委員会へと発展し、全校的な取り組みとなった。また、伊豆沼・内沼の周辺地域では、1964年に相沢幸四郎が中心となって、住民団体としては初の愛鳥会となる「新田白鳥愛護会」が結成された(翌年に「追町白鳥ガン愛護会」へ改称する)。その後、1966年には若柳町愛鳥会、1969年には築館町白鳥愛護会が結成される等、旧町単位で次々と地域の愛鳥会が登場した。さらに、仙台市福田町で活動をしていた「福田町の雁を保護する会」(1970年発足)が、渡り鳥の渡来地が福田町から伊豆沼周辺に変わったことにより、1971年に「雁を保護する会」に改称し、活動の中心地を伊豆沼・内沼に移した(1991年には「日本雁を保護する会」に改称する)。

このような団体に支えられた渡り鳥の保護運動は、渡り鳥の越冬期の棲家となる伊豆沼・内沼を保護しようという地域ぐるみの機運を創り出していった。行政はその対応として、1966年の宮城県設鳥獣保護区(1982年に県設から国指定へ昇格)、1967年の国指定天然記念物、1973年の宮城県自然環境保全地域と、伊豆沼・内沼を次々と保護区に指定した。さらに1971年にはマガンを天然記念物に指定した。これによりマガンの狩猟が禁止され、野鳥を容易に駆除できなくなった。こうした要因が重なり、渡り鳥による農業への食害が問題視されるようになっていった。農業者にとって渡り

鳥は稲を食べる天敵である。農業者にとっては、鳥の駆除に乗り出したいところであったが、伊豆沼・ 内沼及びそこに生息する鳥は幾重にも法の網がかけられ、容易に手をつけてはならない存在となっていた。

1981年に伊豆沼管理協議会が行ったアンケートによると、伊豆沼・内沼周辺の農家の約90%が渡り鳥による農作物への被害があったことを訴えている42。伊豆沼・内沼は鳥の好む水草が豊富であると同時に、その周辺は日本有数の穀倉地帯だけに渡り鳥が好む稲穂が豊富な地域である。また、秋は稲の収穫期と渡り鳥の飛来時期とが重なるため、稲穂をめぐり農家と渡り鳥との対立関係が深刻化する時期でもある。当時の状況について、農業者による次のような象徴的な一節がある。

「伊豆沼自然環境保全地域に生息する鳥類は、毎年群れをなして大挙襲来し、農作物は一朝にして食い荒らされ、その被害は大きく収穫は皆無となり、私たち農民の苦労は水泡に期する実情であります。」43

しかし、アンケート結果の背景には、「食害自体だけでなく、国や県が伊豆沼とガン類だけを保護し、生活者としての農家には十分な配慮がなされてこなかったことへの感情的な不満も強くあった」 44 と、渡り鳥の保護を訴える団体側の分析もある。

このように当時の渡り鳥の食害が、どれほどの被害であったかは立場によって見解が異なるが、農業者と愛鳥会との間に認識の対立があったことは推察できる。その対立は、愛鳥会と農業者との間だけではなく、愛鳥会と漁業者、狩猟者との間にも見られた。渡り鳥の固体の保護及び住み処の安全安心を訴える愛鳥会は、漁業者の沼に船を漕ぎ出し、漁に入る行動に対し、鳥の住処が侵されるとして問題視した。また、狩猟者の猟に対しても、たとえ法律の範囲内での猟であっても問題視した。渡り鳥やその住み処の保護をめぐり、このような考え方の対立は続き、一時は伊豆沼・内沼を漁業や狩猟をする区域と渡り鳥を保護する区域とに分けていたこともあったというが、結局、沼全域が保護区となったことは前述したとおりである。

漁業者であるS氏によると、漁業や狩猟をしていると愛鳥会からよく「鳥ぽった」と言われたそうである。「鳥ぽった」とは「鳥をおどろかした」という意味で、愛鳥会関係者が漁業者や狩猟者を批判する言葉だったという。渡り鳥は漁業者や狩猟者同様に沼の産物を食べて生きている生き物のひとつに過ぎない。ところが、漁業者や狩猟者は渡り鳥の住み処を荒らす存在として見られ、渡り鳥に漁場や猟場を譲らなければならない事態に直面することになった。こうした事態にS氏らは葛藤を隠せなかったという。

#### (3) 渡り鳥の食害問題への対応

渡り鳥の食害問題の解消に向けては2つの対策が講じられた。第1は、ガン類の食害に対する基礎調査である。この調査の結果、マガンによる食害があることは認められたが、それが水田から収穫された米の0.05%に過ぎないことや、被害を防ぐために水田に糸を一本張るだけでも効果があることが実証された $^{45}$ 。そして、防鳥テープを張り巡らすことや、稲をガンのとどかない高さで干す、まわりを網で覆う等の対策が取られるようになった。

第2は、食害への補償を制度化したことである。1979年に若柳町在住の高橋昇(故人)が、鳥によっ

て被害を被った農作物は町の責任に基づいて農家を救済する条例の制定を直接請願した。高橋昇の働きかけは町長と町議会を動かし、1979年9月に満場一致で「伊豆沼自然環境保全地域内における鳥類による農作物被害に対する補償条例」が制定された。そして1981年には、迫町と築館町でも同様の食害補償条例が制定された。

# (4) ラムサール条約への登録

ラムサール条約は締約国に、国内の最低1ヶ所の湿地を登録地とすることを義務付けている(条約第2条4)。また他の先進国に比べ、登録湿地数が著しく少なかった当時のわが国は、3年に1度の締約国会議の開催ごとに国内の条約登録湿地を増やしていった。

伊豆沼・内沼がラムサール条約に登録された経緯は、このような国のラムサール条約への登録地を増やす動きと無縁ではなかった。ラムサール条約批准前の1978年に、国は条約批准にむけて、伊豆沼・内沼を条約登録候補地として挙げていた。国の意向は宮城県、伊豆沼管理協議会(旧3町)へ伝えられ、国内初のラムサール条約登録を目指していた国と宮城県は観光振興を目的に、強力に推し進めた。しかし、地元の農家は、ラムサール条約への登録によって、渡り鳥の保護が強化され、鳥による食害が深刻化することを懸念し、ラムサール条約への登録を強く反対した。そして、地元の理解が得られなかったとして、伊豆沼管理協議会はラムサール条約への登録を拒否した46。

その後、1984年の第2回締約国会議での登録地の推薦にむけて、再び伊豆沼・内沼が候補に挙がった。結果的には、サンクチュアリーセンターや沼周辺部の道路の建設を進めて観光振興に貢献すること、さらには渡り鳥による食害補償は国と宮城県で上乗せすることを条件に、伊豆沼管理協議会はラムサール条約登録を合意した。そして、ラムサール条約登録地としての保護管理体制を整えるために、国は伊豆沼・内沼鳥獣保護区を特別保護地区に昇格させ、1985年に伊豆沼・内沼はラムサール条約登録地の指定に至った。こうした経緯から、住民がラムサール条約に対する理解を深めることはなく、伊豆沼周辺の住民にとって、ラムサール条約への登録とは「農業の損失補償という意味しかもっていない」と言われている47。また、当時の自治体の組織内において、伊豆沼・内沼に関する所掌はすべて商工観光部局が所管しており、環境保全部局が設置されるのは、ラムサール条約登録以後のことであった。財団の研究員の嶋田哲郎氏は、こうした背景をふまえて次のように当時を分析している。

「ラムサール条約への登録当時、自然「保護」の思想はあったが、まだ「保全」という思想はなかった。それゆえ、伊豆沼・内沼は伝統的に人々がかかわりながら管理されてきた沼であったはずなのに、ラムサール条約への登録を機に自然保護法制度に基づく行政の介入が強化され、住民がかかわりづらい沼へと様変わりしてしまった。地元の住民にはラムサール条約への登録によって、沼を取り上げられたという意識があり、ラムサール条約に対しては拒否反応さえもある。」

# 5. 結論と考察

以上のような伊豆沼・内沼の公的管理の現状と渡り鳥の保護をめぐる経緯をふまえて、「伊豆沼・ 内沼に手を付けてはいけない」という住民の意識が形成された要因について考察を加えていきたい。

## (1) 住民にとっての伊豆沼・内沼の価値

これまで見てきたように、伊豆沼・内沼は干拓された農地としての側面が強い一方で、「伊豆沼銀行」と言われるほど、住民は住環境の整備や食糧供給の面で沼に依存した生活を送っていた。伊豆沼・内沼と人々の生活や生業は、密接なかかわりがあったのである。まさに、住民たちの多くは「沼を糧に生きてきた」のである。しかし、渡り鳥の増加とその保護が法的に強化されると、瞬く間に漁業者や狩猟者の沼へのかかわりは阻害されていった。また、農業者にとって渡り鳥は稲穂を食べる天敵であったが、渡り鳥の保護のために駆除が禁止された。そして、その補填として金銭的な補償が支払われたのである。

こうした伊豆沼・内沼における渡り鳥の保護の経緯から読み取れることは、鳥や湿地生態系などの沼が内在的にもつ自然的価値だけが保護の対象となり、農業や漁業、狩猟を営む住民にとっての、それまでの生活とのかかわりから培われてきた沼の生活文化的価値は保護の対象とならなかったということである。渡り鳥の保護が強化され始めた1960年代当時は、生活様式が急速に近代化していった時期であったとは言え、まだ生活や生業として伊豆沼・内沼とのかかわりを保持していた住民も少なくなかった。そうした住民たちにとって、急激な渡り鳥保護への機運は伊豆沼・内沼の「地域の宝」としての内実に急激な変化をもたらした。漁業や狩猟を営む住民は、渡り鳥の住み処を荒らす存在として見られ、渡り鳥に漁場や猟場を譲らなければならない事態に直面するという葛藤を抱えたのであった。

住民の「伊豆沼・内沼は手を付けてはいけない」という規範的な意識が形成された背景は、以上のような伊豆沼・内沼を利用しながら生活している人への眼差しに欠けた価値の転換があり、住民にとっての沼の利用価値と公的な認定を受けた沼の内在的な価値との間に齟齬が生じたためと考えられる。

## (2) 住民の生業を保護する視点に欠けた食害問題への対応

このように渡り鳥保護の問題点は、鳥を守るために人々の沼とのかかわりを基礎とした暮らしや文化を考慮しなかったことにあり、住民の生業を保護する視点に欠けていたことにある。さらに、それは渡り鳥を保護することによる農業者・漁業者にとってのメリットがなかったと言い換えることもできる。確かに、食害補償条例は、地域における「人と鳥のどちらが大事なのか」という対立を緩和させた。日本雁を保護する会の呉地正行氏(旧若柳町在住)は、食害補償条例を次のように農家の鳥に対する敵対的な感情は和らげることができたと評価している。

「農家の方の話を聞いてみると、鳥害の被害の量だけではなく、鳥は守られるのに農家は誰も守ってくれないことに対する悶々とした苛立ちがあることを感じた。"人か鳥か"という自然保護をめぐる対立は、農家のそうした感情的な問題であるということがわかった。それゆえ、若柳町でできた食害補償条例は、農家の心を癒すという意味で非常に効果的だったと思う。鳥の被害に対する農家の感情的なしこりを和らげることができた。」48

しかしながら、それは農業者たちの憤りを鎮めたに過ぎず、農業者たちから渡り鳥を保護することへの理解を得たわけではなかった。「人と鳥のどちらが大事なのか」という対立は、後のラムサー

ル条約登録への反対というかたちで再燃したことから、食害補償は対処療法的な方策であったということは否めないだろう。何より、伊豆沼・内沼周辺の住民にとって、ラムサール条約への登録とは「農業の損失補償」という意味しかもっていないという言説は、ラムサール条約登録地というブランドを付けて渡り鳥の保護を強化することに対する住民の理解が得られていない証左と言えるのではないだろうか。

呉地氏は、食害補償条例を評価する一方で、ラムサール条約への登録に対しては、「地域づくりの 道具になるという視点に欠けていた」と当時をふりかえっている。つまり、伊豆沼・内沼がラムサー ル条約に登録される過程において、行政による住民説明会は幾度も開催され、ラムサール条約に関 する説明は何度もなされたが、ラムサール条約に登録されると地域にどのようなメリットがあるの かという説明はなされなかったという。結果的に渡り鳥の食害に対する損失補償を手厚くすること と地域のインフラ整備を条件に伊豆沼管理協議会(旧3町)の合意が取り付けたことによって、国と 宮城県は条約登録へと踏み切ったのであった。

このように食害補償やラムサール条約への登録は、渡り鳥に対する敵対的な感情を和らげることができても、渡り鳥を守ることに積極的な意味を生み出すものではなかった。すなわち、住民にとってのそれらは、渡り鳥を保護することによる直接的な利益を生み出す起爆剤とならず、渡り鳥を保護するための生活や労働上の制約に与えられた慰謝料という意味しか生み出さなかったと考えられる。

## (3) 伊豆沼・内沼の公的管理と社会教育の課題

さて、伊豆沼・内沼の自然環境は、絶えず人が努力して手入れを続けていかなければ自然の遷移に負けてしまうという性格をもっている。すなわち、ヨシを刈り取らなければ柳林となり、オオクチバスを駆除しなければ、在来魚がオオクチバスに捕食されて絶滅する。沼底は浅くなり、陸地化していく。それゆえ、本来の生態系を一定の状態を保ち続けるためには、人為による維持管理が不可欠である。本論文で見てきたとおり、伊豆沼・内沼の水環境問題への対応は、財団を中心に伊豆沼・内沼を愛する地域内外の人々の協力によって支えられて、その豊かな生態系を維持し続けている。

しかし、現在の管理体制が万全の態勢であるとは言い難い。それは財団の財政的な制約に起因するスタッフの就労形態や人員の不十分さもあるが、それ以上に課題とすべきことは伊豆沼・内沼を維持管理するための諸々の作業を支えている人材の高齢化と減少である。具体的にはマコモ軍団のような、沼で船を操り、沼の生き物を捕えることのできる人材が少なくなってきているということである。

今日の伊豆沼・内沼の水環境を保全するための様々な取組みを末端で支えているのは、マコモ軍団である。言い換えれば、マコモ軍団一人一人が当たり前のように身につけている沼仕事をするための技術や知恵によって、伊豆沼・内沼の管理作業は支えられているのである。それらは、沼と伝統的なかかわりが残っていた頃は、沼周辺に住む人であれば誰もが当たり前のように身に付けていた。沼の生き物を獲り、植物を採集する術を身につけることは、米の収穫が不安定なこの地域で生きていくために必要不可欠な技術や知恵であった。また、生業のためではなくとも、遊びも含めて日常的に沼から様々な水産物を漁獲・採集する中で自ずと身につけていたものでもあった。

ところが、日常的な沼と人とのかかわりが途絶えてしまった今日において、沼仕事の技術や知恵を当たり前のように身につけている人は少なく、そうした人たちは高齢化してきている。このことは、伊豆沼・内沼の管理作業を末端から支える担い手の確保が困難になるという危うさを抱えているのではなかろうか。容易いことではないが、沼仕事の技術や知恵を意識的に伝承させ、担い手を育てていく努力が、今こそ求められていると思われる。現状ではマコモ軍団の内部において、さほど沼仕事に精通していない人も受け入れて育てていこうという動きが見られるものの<sup>49</sup>、地域において沼と人とのかかわりを伝承する場を意識的に創る教育的実践は見当たらない。沼と人との伝統的なかかわりや沼仕事の技術や知恵の伝承は、伊豆沼・内沼における公的な管理の課題であると同時に、今こそ地域の社会教育の課題としても受けとめていくべきだろう。

その際に注意しなければならないことは、近代化した生活様式は自然と人とのかかわりを伝える「障壁」であり、知識啓蒙による環境教育は、過去の生活や労働様式を伝え、一時的な体験を行うことで現在のそれらを見直すきっかけを創るという有効性があるものの、そこに限界もあるということである50。社会教育を通じて伝統的な自然を利用した生活を再評価し、切れてしまった自然と人とのかかわりをつなぐことは重要なことであるが、それが単に伝統的な自然を利用した生活への体験や啓発であるならば、課題の解決策にはなりえない。

# おわりに

最後に、本論文で検討できなかったことを今後の研究課題として言及しておきたい。

第1は、伊豆沼・内沼のように、住民にとっての自然環境の利用価値と公的な認定を受けた自然環境の内在的な価値との間に齟齬が生じた地域において、自然保護教育が果たした役割の検証である。自然保護教育は、自然観察会や自然保護運動の中で展開され、公害教育と並ぶわが国の環境教育の源流のひとつとされた<sup>51</sup>。「持続的な開発」、「賢明な利用」、「順応的管理」等の理念に代表される、自然の特性に応じた一定の開発や利用も許容しながら自然を守り続けるという理解は、今日では一般化されている。しかし、自然の保護か、利用かという二項対立的な議論が展開されていた時代に、どのような自然保護教育が行われていたのか、その功罪を見直していくことは重要な課題であると考えている。先行研究で明らかにされているように、自然保護教育は自然保護運動を支える担い手を育て、貴重な自然の保護に寄与してきた。しかし、その一方で守るべき自然やその価値を狭く捉え、地域の文化や生活者の権利として守るべき人間の自然への働きかけを切り捨ててきたということも考えられる。伊豆沼・内沼における自然保護教育は、(自然保護教育の捉え方によって異なるだろうが)地域における漁撈を中心とした人々が沼とかかわる暮らしや文化を守るということを、どれだけ意識して実践してきただろうか。伊豆沼・内沼の渡り鳥の保護の経緯をふまえると、このことを厳しく問い直してみる必要性があるのではなかろうか。

第2は、マイナー・サブシステンス (遊び仕事) の技法の伝承を支える地域の社会教育の掘り起こしである。マイナー・サブシステンスは、文化人類学や民俗学で注目された「遊び」も含めた生業的な営みのことである。鬼頭秀一はマイナー・サブシステンスの伝承を可能にしてきた制度——それ

は家族制度や共同体の復権よりも、それに代わるあり方を新たに創り出す方向で構想されているもの――に着目し、社会教育を通じた伝承のための仕掛けや試みの重要性を指摘している<sup>52</sup>。つまり、社会教育はマイナー・サブシステンスの技法を伝承させるオルタナティブな制度としての役割や意義があるということである。伊豆沼・内沼の管理作業を支えているマコモ軍団のもつ沼仕事の技術や知恵を意識的に伝承させていくことの大切さは、本論文で既述したとおりである。伝承の具体策を探るべく、こうした視点から地域の社会教育を捉え直し、伊豆沼・内沼に必要な社会教育実践の具体像を模索していきたい。

## 【参考文献】

- ○伊豆沼·内沼環境保全学術調査委員会「伊豆沼·内沼環境保全学術調査報告書」(宮城県保健環境部環境保全課・1998年)
- ○伊豆沼・内沼環境保全対策検討委員会「伊豆沼・内沼環境保全対策に関する報告書」(宮城県保健環境部環境保全課・ 1992年)
- ○伊豆沼·内沼自然再生協議会「伊豆沼·内沼自然再生全体構想(最終案)」(2009年)
- ○伊豆沼管理協議会「伊豆沼·内沼保全管理計画書」(1983年)
- ○伊豆沼管理協議会『ラムサール条約登録指定記念誌「伊豆沼 |』(1985年)
- ○磯崎博司『国際環境法』(信山社·2000年)
- ○井上孝夫『白神山地の入山規制を考える』(緑風出版・1997年)
- ○井上治子「環境問題と『対自化』する視点――問題解決の視座としての『地域共同管理論』」中田実・板倉達文・黒田 由彦『地域共同管理の現在』(東信堂・1998年)
- 〇岩井雪乃「住民の狩猟と自然保護政策の乖離——セレンゲティにおけるイコマと野生動物のかかわり」『環境社会学研究』第7号、2001年
- ○小川潔、伊東静一、又井裕子『自然保護教育論』(筑波書房・2008年)
- ○嘉田由紀子『生活世界の環境学――琵琶湖からのメッセージ』(農山漁村文化協会・1995年)
- ○嘉田由紀子「遠い水、近い水――現代社会における環境の自分化」嘉田由紀子・槌田劭・山田國廣『共感する環境学 ――地域の人びとに学ぶ』(ミネルヴァ書房・2000年)
- ○嘉田由紀子『環境社会学』(岩波書店・2002年)
- ○河合春雄「宮城県伊豆沼の水質汚染の原因並びに対策等の研究」(日本ユニカル化学株式会社・1986年)
- ○鬼頭秀一『自然保護を問いなおす――環境倫理とネットワーク』(筑摩書房・1996年)
- ○鬼頭秀一「環境思想はグローバルからローカルへ、再び」『新環境学がわかる』(朝日新聞社・1999年)
- ○車田敦「淡水域の漁撈習俗──宮城県伊豆沼・内沼、長沼の事例」『東北民俗学研究』第8号、2005年9月
- ○車田敦「伊豆沼の蝦漁と『バスバスターズ』——漁師の視点と景観復元への取り組み」『東北民俗』第41輯、2007年6月
- ○呉地正行「鳥類と人の共生を目指して」山岸哲『鳥類生態学入門』(築地書館・1997年)
- ○呉地正行『雁よ渡れ』(どうぶつ社・2006年)
- ○呉地正行「湿地のワイズユースとしての、ふゆみずたんぽ」『環境研究』157号、2010年
- ○財団法人日本自然保護協会「伊豆沼湖沼群学術調査報告書」(1973年)

- ○財団法人日本野鳥の会「伊豆沼・内沼の鳥類及びその生息地の保存管理計画に関する調査報告書」(1981年)
- ○柴崎徹「伊豆沼・内沼の自然と保全」『ふるさとの自然』18号、1996年
- ○進東健太郎「伊豆沼・内沼ゼニタナゴ復元プロジェクト――バスバスターズによる地域ぐるみのブラックバス駆除」 『用水と廃水』47巻10号、2005年10月
- ○平重道『登米郡新田村史』(東北大学教育教養部歴史研究室地域社会研究会・1956年)
- ○田中謙「湿地保全をめぐる法システムと今後の課題」『長崎大学経済学部研究年報』24号、2008年
- ○中央学院大学社会システム研究所『湿地保全法制論──ラムサール条約の国内実施へ向けて』(丸善プラネット株式会社・2003年)
- ○築館町『築館町史』(1976年)
- ○築館町教育委員会教育総務課『築館町史増補版』(2005年)
- ○土屋俊幸「白神山地と地域住民――世界自然遺産の地元から」井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学――森・川・海の資源共同管理を考える』(新曜社・2001年)
- ○土屋俊幸・藤原千尋・山本信次「国立公園の管理政策と地域社会――ベトナム・タムダオ国立公園」井上真『アジア における森林の消失と保全』(中央法規出版・2003年)
- ○富田涼都A「ひとや社会から考える自然再生――自然再生はなにの『再生』なのか」鷲谷いづみ・鬼頭秀一『自然再生 のための生物多様性モニタリング』(東京大学出版会・2007年)
- ○富田涼都B「『自然の設計』の思想――生物多様性を保全するしくみを『設計』するために」松永澄夫編『環境――設計の思想』(東信堂・2007年)
- ○鳥越皓之・嘉田由紀子『水と人の環境史――琵琶湖報告書』(御茶の水書房・1984年)
- ○西崎伸子「住民主体の資源管理の形成とその持続のための条件を探る――エチオピア、マゴ国立公園の事例から」 『環境社会学研究』第10号、2004年
- ○迫町史編纂委員会『迫町史』(宮城県登米郡迫町·1981年)
- ○畠山武道『自然保護法講義[第2版]』(北海道大学図書刊行会・2004年)
- ○原田一宏「熱帯林の保護地域と地域住民――インドネシア・ジャワ島の森」井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学 ――森・川・海の資源共同管理を考える』(新曜社・2001年)
- ○細谷和海・高橋清孝『ブラックバスを退治する――シナイモツゴ郷の会からのメッセージ』(恒星社厚生閣・2006年)
- ○宮城県環境保全課・伊豆沼管理協議会『伊豆沼・内沼サンクチュアリの創造』()財宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団・ 1989年)
- ○宮城県「伊豆沼·内沼環境保全対策基本計画書」(1993年)
- ○山下弘文『ラムサール条約と日本の湿地――湿地の保護と共生への提言』(信山社・1993年)
- ○若柳中央公民館・若柳ロータリークラブ「伊豆沼干拓史(CDROM版用テキスト)|(1987年)
- ○環境省 HP http://www.env.go.jp
- ○宮城県伊豆沼·内沼環境保全財団 HP http://www7.ocn.ne.jp/~izunuma/index.html
- ○宮城県庁 HP http://www.pref.miyagi.jp

## 【註】

- 1 鳥越皓之・嘉田由紀子・1984年、嘉田由紀子・1995年など。
- 2 嘉田由紀子·2002年

- 3 嘉田由紀子·2000年
- 4 鬼頭秀一·1996年
- 5 白神山地の入山規制をめぐる代表的な先行研究としては、鬼頭秀一・1996年、井上孝夫・1997年、土屋俊幸・2001 年などがある
- 6 土屋俊幸·2001年
- 7 住民(先住民)を排除する自然保護政策に着目した研究は、主に発展途上国における自然保護区をフィールドに、 住民の生活権や生活文化を軽視した保護区の管理の実態が明らかにされ、「住民参加型保全」の政策の提唱、住民の 生活知や経験知を活かした管理のあり方など、その議論は広がりを見せている。例えば、原田一宏・2001年、岩井 雪乃・2001年、土屋俊幸・2003年、西崎伸子・2004年など。
- 8 こうした住民意識の捉え方に関して、伊豆沼・内沼の周辺住民に「手を付けてはいけない沼」、「入ってはいけない沼」という意識は見られない、あるいは一部の住民に限られた意識であるという反論もあろう。管見の限り、この住民意識に係る調査結果は見当たらなく、また本稿の執筆にあたり、筆者が独自に数量的に把握する住民意識調査を行ったわけではない。したがって、現段階では数値的にどの程度の住民が、こうした意識をもっているかは不明である。しかし、筆者が行ったヒアリング調査の際に、住民と行政関係者の双方の立場から、このような住民の意識があるという説明があり、また本文中で引用している各種資料にもそうした記述がある。このような状況証拠のみであるが、社会現象としての、伊豆沼・内沼を「手を付けてはいけない」、「入ってはいけない」という住民意識が確認される。統計的に住民の意識を明らかにしていくためには、調査の方法や戦略を含めて入念な準備が必要である。統計的な住民意識の分析は、今後の研究課題であり、稿を改めて行っていきたい。
- 9 本論文を執筆するにあたり、ヒアリング調査には、財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団、宮城県自然保護課、 登米市立新田公民館、住民グループ「マコモ軍団」、日本雁を保護する会の呉地正行氏、登米市、栗原市の住民の方々 に協力いただいた。
- 10 財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団からの資料より。
- 11 同上
- 12 2011年1月15日に開催された「伊豆沼·内沼生物多様性シンポジウム――生き物豊かな沼を守るために」における山形大学理学部教授の横山潤氏(植物生態学)の基調講演資料より。
- 13 上流域の栗原市 (旧築館町・旧若柳町) の住民たちは、農業のための灌漑用水や飲料水を河川や溜池から引いており、水利という面での伊豆沼・内沼とのかかわりはほとんど見られなかったそうである。沼の水質汚染の一因となった生活雑排水や農薬の流入が上流部から起きたことは、単に水の流れによるものだけではなく、上流域の住民の沼の水に対する意識の問題と無縁ではないと考えられる。
- 14 ラムサール条約の由来は、イランの首都テヘランから北へ約150キロの位置にあるカスピ海湖畔の「ラムサール」という小さな町にある。この町で1971年に水鳥と湿地に関する国際会議が開かれ、このときに国際的に重要な湿地を国際間の協力で保全することを目的とした条約が採択された。この条約は、会議の開催地である「ラムサール」の町の名前にちなんで、「ラムサール条約」と呼ばれている。湿地そのものだけではなく、湿地に依存する動植物も保護の対象としており、世界初の地球環境の保護を取り上げた条約として評価されている。中央学院大学社会システム研究所・2003年
- 15 環境省ホームページより。
- 16 1999年の第7回締約国会議でラムサール条約の下で、最初の CEPA を推進するための行動プログラムが採択された。現在、2009 2015年の第3次プログラムが提起されている。しかしながら、自国の政府に CEPA 担当窓口すら

設置していない締約国が少なくなく、自国の「湿地 CEPA 行動計画」を策定している締約国は、オーストラリア、フランス、ドイツ、ハンガリー、マリ、サモアなど、一部に限られている。わが国も CEPA を推進するための体制を未だ整備していないのが現状である。

- 17 湿地の「保全」と「賢明な利用」、並びに地域住民の関与について、国際的には先住民の権利の保障や参加の確保という点で関心を集めており、条約の締約国会議や常設委員会において、「賢明な利用」の内容や基準を具体化するガイドラインや決議が採択されている。田中謙・2008年
- 18 1992年に開催された第2回ラムサール条約国内登録湿地関係市町村会議において採択された宣言である。ラムサール条約登録湿地関係市町村会議「ラムサール条約ハンドブック | (2001年) pp60 ~ 61より。
- 19 山下弘文:1993年
- 20 財団が設立当初から抱えており、進展していない課題に地域活性化(地域づくり)がある。財団の設立の理念にも 謳われていることであるが、慢性的な予算・人員不足のため伊豆沼・内沼を活かした地域づくりを実践していない のが現状のようである。
- 21 財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団の研究員・嶋田哲郎氏へのヒアリングより。また、筆者が登米市立新田公民館の職員に対して行ったヒアリングにおいても、公民館事業として伊豆沼・内沼に関する学習会や講座、ないしは環境保全活動を行っているかという質問をした際に、その職員からの回答は、「伊豆沼・内沼のことはサンクチュアリーセンター(財団)に任せている」とのことであった。こうした状況は、行政関係者で占められている財団の理事会の構成や、財団の事務局の中に地域の住民自治組織等との連携を創り出し、地域づくりを専門に行う職員がいないことなど、財団組織の体質もその要因のひとつにあるのではなかろうか。理事会の構成メンバーの見直しや、専任で地域づくりを行う地域コーディネーター(仮称)を配置するなど、財団の組織改革を進めていくことが現状を打開していく第1歩になると思われる。
- 22 宮城県からの業務委託やサンクチュアリーセンターの指定管理等によって、運営の財源を宮城県に依存しており、 財団の財政的な厳しさからその傾向は強まっている。
- 23 河北新報(2010年11月27日)より。
- 24 財団法人日本野鳥の会・1981年、河合春雄・1986年
- 25 栗原市(旧若柳町)下畑岡集落在住のH氏へのヒアリングより。
- 26 伊豆沼・内沼自然再生協議会「伊豆沼・内沼自然再生全体構想 | より。
- 27 財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団の研究員・藤本泰文氏の見解による。
- 28 2011年3月現在の構成員は6名である。構成員の年齢は54~77歳で、みな男性である。
- 29 オオクチバスの雄親が巣(産卵床)に雌を引き入れて卵を産ませ、卵と孵化仔魚を保護するという習性を利用して 開発された道具である。湖底に仕掛け、人口産卵床に産み付けられた卵とそれを守る親を一度に駆除することがで きる。
- 30 2007年に「市民参加型ブラックバス防除の研修会~伊豆沼·内沼の生態系復元を目指して~」が開催され、ここで の自作の研修会資料をもとにブラックバス駆除マニュアルが作成された。
- 31 財団が事務局となり、地元の小中学生や住民、自然保護団体関係者等が参加し、大規模な清掃活動を毎年2回開催 している。
- 32 「伊豆沼・内沼だより」(宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団発行)第16号、2000年9月より。
- 33 迫町史編纂委員会・1981年
- 34 財団法人日本自然保護協会・1973年、迫町史編纂委員会・1981年

- 35 同上
- 36 伊豆沼の干拓の経緯については、若柳中央公民館・若柳ロータリークラブ「伊豆沼干拓史 |が詳しい。
- 37 車田敦·2007年
- 38 迫町史編纂委員会・1981年
- 39 迫町史編纂委員会 · 1981 年、伊豆沼 · 内沼環境保全対策検討委員会 · 1992 年
- 40 車田敦・2005年。また筆者が登米市新田地区在住のある女性に対して行ったインタビュー (2009年8月15日実施) においても、同様の話を聞くことができた。その方は子どもの頃から今日に至るまで沼との関わりを保ち続けており、ししのみやじゅんさいを採り、コイやフナ、エビ、ウナギを獲っては、農協で売り込み、自家消費しているとのことであった。
- 41 平重道 · 1956年
- 42 伊豆沼管理協議会「伊豆沼·内沼保全管理計画書 | (1983年)
- 43 「栗原郡若柳町条例制定請求書」(1979年2月9日)より。
- 44 呉地正行・1997年、財団法人日本野鳥の会・1981年
- 45 同上
- 46 朝日新聞(1985年1月22日)の記事より。
- 47 日本雁を保護する会・会長の呉地正行氏の見解である。筆者が氏に対して行ったヒアリングより。
- 48 同上
- 49 マコモ軍団の構成員は、みな伊豆沼・内沼で漁業や周辺で農業をしている人たちで、沼仕事の豊富な経験とそれ に裏打ちされた伊豆沼・内沼に関する多くの知恵をもっているが、近年入団したメンバーの中には、沼とのかかわりが薄弱な人もいる。
- 50 富田は霞ケ浦を事例に人々の生活や労働の営みにおける自然とのかかわりが失われていった過程や要因を明らかにした上で、近代化した生活様式(特に子育て環境)や農作業は、身体的経験や社会的経験としてあたりまえのようにあった霞ヶ浦とのかかわりを妨げている「障壁」と捉えている。富田涼都A・2007年、富田涼都B・2007年
- 51 小川潔、伊東静一、又井裕子・2008年
- 52 鬼頭秀一・1999年

# State control to the natural environment and Consciousness of inhabitants

A case study of the wetland registered to the Ramsar Convention: Izunuma-Uchinuma

# MASAHIRO SAITO

(Graduate Student, Graduate School of Education, Tohoku University)

It is one of the tools for the sightseeing promotion and natural protection that the recognition of the natural environment in region is accepted as a precious property of international worthy. On the other hand, the residents are far from the understanding of the value of the regional natural environment created by publicly and furthermore don't have even admiration. In this paper, we've considered the factors which were created by these contradictions in accordance with the examples of Izunuma-Uchinuma, registered in the Ramsar Convention. In Izunuma-Uchinuma, as the protection for the migratory birds is recommended, an inconsistency arose between the utility value of the swamp for the residents and the immanent worth of the swamp received by public authorization. Therefore, although compensation of vermin damage was able to soften the hostile feeling as opposed to the migratory birds, the registration to the Ramsar Convention did not become an explosive which produces the direct profits to protect the migratory birds for residents. Moreover, the factor which produced such inconsistency has created the reduction of the talented people with the technology and the wisdom required for the state control to the Izunuma-Uchinuma by decline of involvement in the residents' swamp.

Keywords: Utilization of Izunuma-Uchinuma, Protection of a migratory bird, State control, Ramsar convention